

 \bigcirc

山形県公報

平成19年10月30日(火) 第1888号

毎週火・金曜日発行

目	次

告 示

救急病院等の告示	(健康福祉企画課)1387
指定居宅サービス事業者の指定	(村山総合支庁福祉企画課)1388
指定居宅介護支援事業者の指定	
指定介護予防サービス事業者の指定	•
	(村山総合支庁農村計画課)1389
	(打山総合文月展打計画味)1309
• -	(同)同
	覧(都市計画課) 同
	(最上総合支庁建設総務課)1390
道路の区域の変更	(置賜総合支庁西置賜建設総務課) 同
教育委員	員会関係
規	則
山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則	則
公	告
特定非労利活動は人の設立の認証の由語	(村山総合支庁企画振興課)1393
	(刊山総百文月 正画派英珠)1393
	(保健薬務課)1394
	学校の高等部の入学者の募集(教育委員会) 同
	(監査委員)1402
裁決手続開始の決定	(収用委員会)1407
審理の開催	(同)1408
11_	

告示

山形県告示第966号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。 平成19年10月30日

山形県知事 齋 藤 弘

名	称	所	在	地	認定	期間
産婦人科・小児科 三 井	病 院	鶴岡市美咲町	「28番1号		平成19年11月 平成22年10月	

山形県告示第967号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定し た。

平成19年10月30日

山形県知事 鵉 藤 弘

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの 種類	指定年月日
株式会社クローバー 山形市銅町二丁目25番28号	株式会社クローバー 山形市銅町二丁目25番28号	福祉用具貸与	平成19. 9.19
株式会社クローバー 山形市銅町二丁目25番28号	株式会社クローバー 山形市銅町二丁目25番28号	特定福祉用具販売	同
医療法人社団みゆき会	医療法人社団みゆき会指定通所リハビリ テーション事業所まんてん	通所リハビリテー ション	同 9.28
上山市弁天二丁目 2 番11号 有限会社宅老所やまがたあべ	西村山郡河北町大字溝延字本丸8番地1		
有限去位七名所でまかためへ さん家	宅老所やまがたあべさん家	通所介護	同 10.5
山形市江南四丁目11番17号	山形市天神台29番		

山形県告示第968号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定し た。

平成19年10月30日

山形県知事 齋 藤

弘

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人社団五和会	五和会介護支援センター	
天童市鍬ノ町22 - 2	天童市鍬ノ町土地区画整理事業22街区 2 、 3 、	平成19. 9.18
	7、8	

山形県告示第969号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指 定した。

平成19年10月30日

山形県知事 齋 藤 弘

指定介護予防サービス事業者 の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	介護予防サービス の種類	指定年月日
株式会社クローバー	株式会社クローバー	介護予防福祉用具	平成19. 9.19
山形市銅町二丁目25番28号	山形市銅町二丁目25番28号	貸与	
株式会社クローバー	株式会社クローバー	特定介護予防福祉	同
山形市銅町二丁目25番28号	山形市銅町二丁目25番28号	用具販売	
医療法人社団みゆき会	医療法人社団みゆき会指定通所リハビリテーション事業所まんてん	介護予防通所リハ	同 9.28
上山市弁天二丁目 2 番11号	西村山郡河北町大字溝延字本丸8番地1	ビリテーション	

山形県告示第970号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年10月30日

山形県知事 齋 藤 弘

1 土地改良区の名称

小田島土地改良区

2 事務所の所在地

東根市大字郡山408番地の1

3 認可年月日

平成19年10月22日

4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。) 認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第971号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により米沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成19年10月30日

山形県知事 齋 藤 弘

1 公共測量を実施する地域

米沢市相生町から同市大字塩野地域

2 公共測量を実施する期間

平成19年10月20日から同年12月10日まで

3 作業の種類

公共測量(2級水準測量)

山形県告示第972号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成19年10月30日

山形県知事 齋 藤 弘

1 公共測量を実施する地域

天童市大字蔵増地内

2 公共測量を実施する期間

平成19年11月8日から同年12月5日まで

3 作業の種類

公共測量(3級基準点測量、4級基準点測量、路線測量)

山形県告示第973号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年10月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 山形広域都市計画地区計画
 - (2) 名 称 山形市嶋地区地区計画
- 2 縦覧の場所

土木部都市計画課

山形県告示第974号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年10月30日から同年11月12日まで縦覧に供す る。

平成19年10月30日

山形県知事 齋 藤 弘

1 路 線 名 曲川新庄線

2 供用開始の区間 新庄市桧町21番6から

同 石川町5番2まで

3 供用開始の期日 平成19年10月30日

山形県告示第975号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成19年10月30日から同年11月12日まで縦覧 に供する。

平成19年10月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 久保桜線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
長井市小出字二重坂3210番 1 から 同 字中川原七2798番 5 まで			23.2メートル ≀ 6.2	メートル 1,017
長井市小出字二重坂3210番 1 から 同 字南-382番 3 まで		IΒ	250.0メートル	メートル 1 , 150
同	Ŀ	新	12.4 44.5メートル ≀ 12.4	同上

教育委員会関係

規 則

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成19年10月30日

山形県教育委員会

委員長 石 坂 公 成

山形県教育委員会規則第22号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則(昭和41年4月県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

	1中	1-	गार	_LT==_1±	节集/ 言.1		
		_	業	土木環境			
				システム	00		
				機械シス	80		
				テム			
				電子シス	40		
同	山形工業高等学校			テム			を
				情報シス	40		
				テム			
				建築シス	40		
				テム			
				環境シス	40		
				テム			
		エ	業	機械シス	80		
			-15	テム			
				電子シス	40		
				テム			
				情報シス	40		
同	山形工業高等学校			テム			に、
				建築シス	40		
				テム			
				環境シス	40		
				テム			
				1			1
		普	通		240		
		農	業	園芸工学	募集停止		
同	上山明新館高等学校			食品科学	募集停止		を
				食料生産	40		
		商	業	情報経営	40		
		普	通		240		
同	上山明新館高等学校	農	業	食料生産	40		に、
		商	業	情報経営	40		
	240 r			200			
果樹園		園芸	Ξ	40 に、			
) (IZ) IZ		11112	•	٦			
同	谷地高等学校	普	通		120		*
ျ	口地向守子仪	商	業	商業	募集停止		
		1			<u> </u>	T	
同	谷地高等学校	普	通		120		に、

		エ	業	自動車工	募集停止							
				学電ス工学	古佳/亡・!							
					募集停止							
				デザイン	募集停止							
				工学機械シスプ	40							
同	東根工業高等学校			機械シス	40							を
				テム 総合技術	40							
				電子シス	40							
				電ケンス	40							
		宏	庭	生活クリ	40							
		3	ΙΧ Δ	エイト	40							
												ı
		I	業	機械シス	40							
				テム								
				総合技術	40							
同	東根工業高等学校			電子シス	40							に、
				テム								
		家	庭	生活クリ	40							
				エイト								
		-	***	1	1	1 _		1.		1.		J
			業	機械	40	エ	業	産	業	夜	40	
				電子機械	40							
				電気	40							
同	米沢工業高等学校			情報技術	40							を
				建築	40							
				環境工学	40							
				工業デザ	40							
				イン								J
		I	業	電子機械	募集停止	I	業	産	業	夜	40	
				情報技術	募集停止							
				工業デザ								
				イン								
				機械	40							
同	米沢工業高等学校			生産シス	40							に、
				テム								
				電気	40							
				意匠情報	40							
				建 築	40							
				環境工学	40							
		-		1		1						_
同	酒田東高等学校	普	通		240	を						
						J						
			\] .						
同	酒田東高等学校	一一普	通		200	[Ei	攻める	,				

別表第2第2項の表中 30 を 募集停止 に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年10月30日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成19年10月15日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
 - (1) 名 称

特定非営利活動法人 東北青少年自立援助センター

(2) 代表者の氏名

岩川 耕治

(3) 主たる事務所の所在地

上山市永野字蔵王山2561番地 1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、不登校、引きこもり、薬物依存、障害等により、一般的な就職等による社会的な自立が困難になると予想される、又は現実に困難になっている青少年(以下「青少年」と記す)に対して、蔵王の恵まれた大自然の中で集団生活、共同生活を通じ規則正しい生活習慣の習得、社会的自立への援助、共同作業及び就労体験・訓練の場の提供を行うとともに、青少年の保護者への子育てに関する相談・研修事業を行い、不登校ないし引きこもり等の状況から脱却する機会を提供し、青少年の社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年10月30日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成19年10月16日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称

特定非営利活動法人 はながさ

(2) 代表者の氏名

小関 武夫

(3) 主たる事務所の所在地

尾花沢市新町二丁目6番64号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、心身障がい者で働くことを希望し、一般の雇用が困難な者が、能力と適性に応じた作業訓練を通し、社会参加及び自立を図るため、また日常活動支援の場として、心身障がい者の福祉向上に寄与することを目的とする。

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、平成19年度山形県准看護師試験を次のと おり実施する。

平成19年10月30日

弘 山形県知事 齋 藤

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日 時 平成20年2月13日(水) 午後1時から午後3時30分まで
 - (2) 場 所 山形市香澄町三丁目 4番 5号 山形国際ホテル
- 2 受験手続

受験願書を平成19年12月3日(月)から同月7日(金)までの間に山形市松波二丁目8番1号健康福祉部保健薬務 課に提出すること(郵送の場合は、平成19年12月7日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。)

3 その他

詳細については、健康福祉部保健薬務課(電話023(630)2334)に問い合わせること。

平成20年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者を次のとおり募集する。 平成19年10月30日

> 山形県教育委員会 委員長 石 坂 公 成

1 山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程

		+-			47			全	日	í	制	の	課	! 程	Ę	定時制の	の課程		И±	÷⊐
=	了	₹.	K.		名			設	置		学	科		入学定員	設置	学科	入学足	官員	特	記
山形県	₹立山	形	東	高(等	学	校	普通						240						
同	Щ	形	南	高(等	学	校	普通						240						
								理数						40						
同	山	形	西	高(等	学	校	普通						240						
同	山	形:	北	高(等	学	校	普通						200						
								音楽						40						
同	山	形口	[業	き 高	等	学	校	工業	機材	戒:	シラ	ステ	厶	80						
									電 -	子:	シラ	ステ	ム	40						
									情報	报:	シフ	ステ	ム	40						
									建氯	築 :	シフ	ステ	ム	40						
									環均	竟 :	シフ	ステ	ム	40						
同	山	形中	中央	高	等	学	校	普通						200						
								体育						80						
同	霞	城乌	之 康	高	等	学	校								普通		午前	40		
																	午後	40		
																	夜	40		
同	上	山明	新	館高	§ (¥	学	校	普通						240						
								農業	食	料			産	40						
								商業	情	報	3	経	営	40						
同		童	高				校	総合						200						
同	山	辺	高	等	5	学	校	家庭	食				物	40						
									福				祉	40						
								看護	看				護	40						
同	寒	河	Ί	高(等	学	校	普通						200						
								農業	果	榼	ţ	袁	芸	40						

同	寒河江工業高等学校	工業	機械	40					
	x13371X		電子機械	40					
			情報技術	40					
			土	40					
同	谷 地 高 等 学 校	普通		120					
同	左 沢 高 等 学 校			120					
同	村山農業高等学校		農産システム	40					
			 園芸サイエンス	40					
			環境クリエイト	40					
同	楯 岡 高 等 学 校	普通		200					
同	東根工業高等学校	工業	機械システム	40					総合技術科自動車
			総合技術	40					専攻の20名、総合抗
			電子システム	40					術科デザイン専攻の
		家庭	生活クリエイト	40					20名を、それぞれ募
									集する。
同	北 村 山 高 等 学 校			200					
同	新庄北高等学校	普通		200	普通		夜	40	
	最 上 校			40					
同	新庄南高等学校			120					
			総合ビジネス	40					
同	新庄神室産業高等学校	農業		40					生物生産科と生物
			生物 環 境						環境科、機械シスラ
		工業	機械システム	40					ム科と電気システム
			電気システム	40					科、建設システム和
			建設システム	40					と建築デザイン科
			建築デザイン	40					は、それぞれまとぬ
		₩'₹		00					て募集する。
同	金山高等学校			80					
同同	真室川高等学校 米沢興譲館高等学校			160					一般入学者選抜に
l-i)	小八兴成品问号于仅	理数		40					おいて、普通科と理
		土奴		40					数科は、まとめて募
									集する。
同	米 沢 東 高 等 学 校	普诵		200					* 7 0 0
<u>' ' '</u> 同	米沢工業高等学校		機械		工業	産業	夜	40	全日制の課程にも
			生産システム	40					いて、機械科と生産
			電気	40					システム科、電気科
			意匠情報	40					と意匠情報科、建築
			建築	40					科と環境工学科は、
			環 境 工 学	40					それぞれまとめて募
									集する。
同	米沢商業高等学校	商業	総合ビジネス	80					
			国際ビジネス	40					
			情報ビジネス	40					
同	置賜農業高等学校	農業	生物生産	40					
			園 芸 活 用						
			環 境 緑 地						
	飯 豊 分 校	農業	農業	40					

同	南陽高等学校	普通				200					
			情 報	会	計	40					
同	高畠高等学校					120					
同	長井高等学校					200					
同	長井工業高等学校	工業	機械き	ノスラ	- 4	40					
			電子》	ノステ	- __	40					
			環境ミ	ノステ	- A	40					
			福祉	情	報	40					
同	荒 砥 高 等 学 校	普通				80					
同	小 国 高 等 学 校	普通				80					
同	鶴岡南高等学校	普通				160					一般入学者選抜Ⅰ
		理数				40					おいて、普通科と野
											数科は、まとめて
											集する。
同	鶴岡北高等学校	普通				200					
同	鶴岡工業高等学校	工業	機械ミ	ノスラ	<u>_</u> _	40	工業	工業技術	夜	40	
			生産ミ	ノステ	<u>-</u> 7	40					
			電気電	子シス	テム	40					
			情報通信	言シス	テム	40					
			建築	ノステ	<u>-</u> 7	40					
			環境ミ	ノステ	<u>-</u> 7	40					
同	鶴岡中央高等学校	普通				160					
		総合				160					
	温 海 校	普通				40					
同	加 茂 水 産 高 等 学 校	水産	海洋	技	術	40					
			海洋	環	境	40					
同	庄内農業高等学校	農業	生 物		産	40					
			園芸	科	学	40					
			生物	環	境	40					
同	山 添 高 等 学 校					80					
同	庄内総合高等学校					120					
同	酒田東高等学校					200					
同	酒田西高等学校			A . •		200			_		
同	酒 田 商 業 高 等 学 校	商業				80	普通		夜	40	
			国際	情	報	80					いて、総合ビジネス
											科と国際情報科は、
_	T T T W - * * * * * * * * * * * * * * * * * *	- W	1444 1 11		/ n=						まとめて募集する。
同	酒 田 工 業 高 等 学 校	│上業			術	40					
			電子		械.	40					
			情報:			40					
			土木》			40					
_	· · · ·	<u> </u>	環境工	ネル=	F-	40					
同	酒田北高等学校					80					
同	遊佐高等学校	普通				80					

(注) 入学者志願に係る詳細については、別記1「平成20年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程 入学志願要項」に定めるところによる。

2 山形県立高等学校通信制の課程

	学 校	名	設置	学科	入学定員
山形	県立霞城学	園高等学校	普	通	120
			服	飾	40
同	鶴岡南	有高等学校	普	通	80

- (注) 入学志願に係る詳細については、別記2「平成20年度山形県立高等学校通信制の課程入学志願要項」に定めるところによる。
- 3 山形県立特別支援学校の高等部

学 校 名	受入れ区域	設置学科	入学定員
山形県立山 形 盲 学 校	県 下 一 円	普 通	若干名
	テーロー	保健理療	若干名
同 山形 聾学校	県 下 一 円	普 通	若干名
同 米沢養護学校	米沢市、長井市、南陽市、東	普 通	14
	置賜郡、西置賜郡		
同 鶴岡養護学校	鶴岡市、酒田市、東田川郡、	普 通	14
	飽海郡		
同 新庄養護学校	新庄市、最上郡	普 通	14
同 村山特別支援学校	山形市、上山市、天童市、		
	山辺町、中山町、寒河江市	普 通	11
	西川町、朝日町、大江町		
同 楯 岡 校	河北町、村山市、東根市、	並 活	11
	尾花沢市、北村山郡	普 通	11
同 上山高等養護学校	山形市、上山市、天童市、寒		
	河江市、村山市、東根市、尾		
	花沢市、東村山郡、西村山	**	
	郡、北村山郡、米沢市、南陽	普 通	24
	市、長井市、東置賜郡、西置		
	賜郡		
同 鶴岡高等養護学校	新庄市、最上郡、鶴岡市、酒	₩ `₹	40
	田市、東田川郡、飽海郡	普通	16
同 ゆきわり養護学校	県 下 一 円	普 通	若干名
同 山形養護学校	県 下 一 円	普 通	14

- (注) 1 受入れ区域については、特に必要があると認められる場合は、上記によらないことがある。
 - 2 入学志願に係る詳細については、別記3「平成20年度山形県立特別支援学校の高等部入学志願要項」に定めるところによる。
- 4 山形県立高等学校専攻科

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立山 辺 高 等 学 校	看 護	40

- (注) 入学志願に係る詳細については、別記4「平成20年度山形県立高等学校専攻科入学志願要項」に定めると ころによる。
- 5 山形県立特別支援学校の高等部専攻科

学	校	í	名		受入れ区域			設置	学科	入学定員	
山形県立山	形	盲	学	校	県	下	_	円	理	療	若干名
同 山	形	^{ろう}	学	校	県	Τ.	_	Ш	商業	技術	若干名
					ᅏ	ľ		IJ	生産	技術	若干名

(注) 入学志願に係る詳細については、別記5「平成20年度山形県立特別支援学校の高等部専攻科入学志願要

項」に定めるところによる。

別記 1

平成20年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程入学志願要項

第1 推薦入学者選抜

1 志願資格

推薦入学者選抜を志願することのできる者は、平成20年3月に山形県内の中学校又はこれに準ずる山形県内の学校(以下第1において「中学校」という。)を卒業する見込みの者で、在籍中学校長の推薦を得た者とする。

2 通学区域

山形県立高等学校通学区域に関する規則(昭和24年3月県教育委員会規則第4号)の定めるところによる。

3 対象学科・募集人員

別に定める。

- 4 出願に必要な書類及び提出期間
 - (1) 出願に必要な書類
 - イ 共通に必要な書類
 - (イ) 推薦入学願書
 - (ロ) 在籍中学校長の推薦書
 - (ハ) 調査書
 - ロ 個別に必要な書類
 - (イ) 志願理由書

志願先の高等学校長が提出を求めたとき。

(口) 自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

(2) 提出期間

出願に必要な書類は、平成20年1月25日(金)から1月31日(木)正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

5 選抜及び合格者の発表

選抜は、推薦書、調査書及び面接並びに必要に応じて実施等される適性検査、作文・実技検査等、志願理由 書及び自己申告書の結果を総合して行う。

- (1) 面接、適性検査及び作文・実技検査等は、平成20年2月12日(火)に志願先高等学校で受けるものとする。
- (2) 適性検査は、体育科及び音楽科について実施し、作文・実技検査等は高等学校長が必要に応じて実施するものとする。
- (3) 志願先高等学校長は、選抜結果について平成20年2月18日(月)午前11時から午後1時までに、在籍中学校長あて連絡する。ただし、合格者の発表は、平成20年3月17日(月)に行う。
- 第2 中高一貫教育における連携型入学者選抜
 - 1 志願資格

中高一貫教育における連携型入学者選抜を志願することのできる者は、平成20年3月に山形県内の連携型中高一貫教育を行う中学校を卒業する見込みの者とする。

2 対象校

連携型中高一貫教育を行う高等学校(県立金山高等学校、県立小国高等学校)

3 募集人員

入学定員以内の募集とする。

4 出願に必要な書類及び提出期間

出願に必要な書類は、連携型入学願書及び「学習のまとめ」とし、平成20年1月25日(金)から1月31日(木)正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

5 選抜及び合格者の発表

選抜は、学力検査を行わず、「学習のまとめ」及び面接等に基づいて行うものとする。

- (1) 面接は、平成20年2月13日(水)に志願先高等学校で受けるものとする。
- (2) 志願先高等学校長は、選抜結果について平成20年2月18日(月)午前11時から午後1時までに、在籍中学

校長あて連絡する。ただし、合格者の発表は、平成20年3月17日(月)に行う。

第3 一般入学者選抜

- 1 志願資格
 - 一般入学者選抜を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 平成20年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程(以下第3において「中学校」という。)を卒業又は修了(以下第3において「卒業」という。)する見込みの者
 - (2) 中学校を卒業した者
 - (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条の各号のいずれかに該当する者
- 2 通学区域

山形県立高等学校通学区域に関する規則の定めるところによる。

- 3 出願に必要な書類及び提出期間
 - (1) 共通に必要な書類
 - イ 入学願書
 - 口調査書
 - (2) 個別に必要な書類
 - イ 自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

(3) 提出期間

出願に必要な書類は、平成20年2月20日(水)から2月26日(火)正午までの間に、在籍又は出身中学校長等を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

4 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書及び学力検査の成績等に基づき、高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定して行う。 なお、高等学校長は、必要に応じ、面接の結果及び自己申告書を選抜の資料として用いることができるもの とする。また、体育科及び音楽科は、適性検査の結果を選抜の資料として加えるものとする。

学力検査及び適性検査は次の各号に従い行う。

- (1) 学力検査は、平成20年3月10日(月)に志願先高等学校で受検するものとする。
- (2) 面接は、平成20年3月10日(月)学力検査終了後に志願先高等学校で受検するものとする。ただし、志願状況等に応じては、面接を翌日の平成20年3月11日(火)とすることがある。
- (3) 適性検査は、平成20年3月11日(火)に志願先高等学校で行うものとする。
- (4) 合格者の発表は、志願先高等学校において平成20年3月17日(月)に受検番号によって行う。
- 第4 定時制の課程における成人の志願者の選抜
 - 1 志願資格

定時制の課程における成人の志願者の選抜を志願することのできる者は、「第3 一般入学者選抜 1志願 資格」に該当し、平成20年4月1日現在で20歳以上の者とする。

- 2 出願に必要な書類及び提出期間
 - (1) 入学願書
 - (2) 出身中学校の卒業証明書
 - (3) 提出期間

入学願書及び卒業証明書は、平成20年2月20日(水)から2月26日(火)正午までの間に、志願者が志願 先高等学校長に提出する。

3 選抜及び合格者の発表

選抜は、作文及び面接等に基づいて行う。

- (1) 作文及び面接は、平成20年3月10日(月)に行う。
- (2) 合格者の発表は、平成20年3月17日(月)に受検番号によって行う。

第5 注意事項

- 1 入学願書には、受験料として全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円の山形県収入証紙をはり、消印はしないこと。
- 2 国立諸学校に合格し入学する旨報告のあった志願者については、選抜から除外する。
- 3 この要項に定めるもののほか、細部については、平成20年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。

別記2

平成20年度山形県立高等学校通信制の課程入学志願要項

1 志願資格

高等学校に入学を志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成20年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程(以下別記2において「中学校」という。)を卒業又は修了(以下別記2において「卒業」という。)する見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第63条の各号のいずれかに該当する者 ただし、霞城学園高等学校服飾科については、技能連携を行う教育機関の平成20年度入学予定者に限る。
- 2 募集区域

県下一円

- 3 出願に必要な書類及び提出期間
 - (1) 入学願書

学校所定のものに受験料として300円の山形県収入証紙をはり、消印しないこと。

(2) 調査書

全日制及び定時制の課程に同じ。ただし、中学校卒業後5年を経過した志願者については、中学校の卒業 証明書をもって、調査書に代えることができる。

(3) 提出期限

平成20年3月3日(月)から3月24日(月)午後4時までとする。ただし、欠員のあるときは、この期間を過ぎても受け付けることができる。

4 選考及び合格者の発表

入学者選考は、学力検査を行わず、調査書等を主な資料として行い、必要に応じて面談、作文、自己申告書 等も選考の資料に加えることができるものとする。

- (1) 面談及び作文の実施方法等は、各高等学校長が別に定める。
- (2) 合格者の発表は、平成20年3月28日(金)までに行う。3(3)本文の期間を過ぎて受け付けた者については、 その都度行う。
- 5 その他
 - (1) 細部については、平成20年山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。
 - (2) 出願に必要な書類は、志願先高等学校長に提出する。

別記3

平成20年度山形県立特別支援学校の高等部入学志願要項

1 志願資格

次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 中学校又は特別支援学校の中学部を平成20年3月卒業見込みの者
 - ロ 中学校又は学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)第1条の規定による改正前の学校教育法に基づく盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を卒業した者
 - ハ 学校教育法施行規則第63条の各号のいずれかに該当する者
- (2) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に該当する者であること。ただし、高等養護学校においては、知的発達の遅滞があり、一般就労を目指す教育課程を履修できる者とする。
- 2 入学者の募集

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間、入学定員及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項 に示す。

- 3 入学志願及び調査書等の提出
 - (1) 入学志願は1人1校とする。
 - (2) 入学願書は、在籍又は出身の中学校、特別支援学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締め切り前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。

なお、高等学校並びに特別支援学校の高等部に在籍のまま志願する者は、在籍校長の志願承諾書を添えて

提出すること。

- (3) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに、志願校に提出すること。
- 4 選老日時及び会場

各学校の入学者募集要項に示す。

- 5 選考方法
 - (1) 選考は、各学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。
 - (2) 各学校長は関係学校長から送付された調査書等並びに学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果により、総合的に検討し、入学者を判定する。
 - (3) 学力検査の問題は、「小学校学習指導要領(平成10年文部省告示第175号、平成15年12月一部改正)」、「中学校学習指導要領(平成10年文部省告示第176号、平成15年12月一部改正)」及び「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成11年文部省告示第61号、平成15年12月一部改正、平成19年3月文部科学省告示第46号)」並びに関係学校における教育のねらいに基づいて出題する。
- 6 合格者の発表

各学校長は、選考後速やかに当該校において合格者の発表を行うとともに、志願者の在籍又は出身学校長を 経由し、志願者に通知する。

7 その他

細部については、志願校に問い合わせること。

別記4

平成20年度山形県立高等学校専攻科入学志願要項

- 第1 山辺高等学校専攻科(看護)
 - 1 志願資格

山形県立山辺高等学校看護科を、平成20年3月卒業見込みの者とする。

2 出願期間

平成20年1月31日(木)から2月7日(木)正午まで

3 提出書類

学校所定の入学願書

受験料は要しない。

4 選抜

卒業の判定をもって行う。

5 合格発表

平成20年2月19日(火)午後3時予定

6 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、志願校に問い合わせること。

別記5

平成20年度山形県立特別支援学校の高等部専攻科入学志願要項

1 志願資格

次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 高等学校又は特別支援学校(視覚障がい、聴覚障がい)の高等部を平成20年3月卒業見込みの者
 - ロ 高等学校又は学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)第1条の規定による改正前の 学校教育法に基づく盲学校又は聾学校の高等部を卒業した者
 - ハ 文部科学大臣の定めるところにより、口に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者
- (2) 学校教育法施行令第22条の3に該当する者であること。
- 2 入学者の募集

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に示す。

- 3 入学願書及び調査書等の提出
 - (1) 入学願書は、在籍又は出身の特別支援学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締め切り前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。

なお、大学等に在学のまま志願する者は、在学する学長等の志願承諾書を添えて提出すること。

- (2) 調査書等は、入学願書を経由する学校長等が作成し、前号の書類とともに志願校に提出すること。
- 4 選考日時及び会場

各学校の入学者募集要項に示す。

- 5 選考方法
- (1) 選考は、各学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。
- (2) 各学校長は関係学校長から送付された調査書等並びに学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果により、総合的に検討し、入学者を判定する。
- (3) 学力検査の問題は、「小学校学習指導要領」、「中学校学習指導要領」、「高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号、平成15年12月一部改正)」及び「特別支援学校高等部学習指導要領(平成11年文部省告示第62号、平成15年12月一部改正、平成19年3月文部科学省告示第46号)」並びに関係特別支援学校(視覚障がい、聴覚障がい)の高等部専攻科における教育のねらいに基づいて出題する。
- 6 合格者の発表

各学校長は、選考後、当該校において合格者の発表を行う。

7 その他

細部については、志願校に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252号の38第6項の規定により、山形県知事から、平成19年5月8日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成19年10月30日

山形県監査委員	田	澤	伸	_
山形県監査委員	吉	田		明
山形県監査委員	加	藤	淳	_
山取밀欧杏禾昌	漥	ш	宇	_

外 部 監 査 実 施 機 関 名	監	查	結	果	措	置	Ø	内	容
県立図書館	<資産の現品	数の不一	−致>		立木竹				
	立木竹				平成18年	=10月25	日に樹木	の成長	による材
	立木竹のう	ち、管理	里番号240	ドウタンツ	積の増に。	よりドウ	タンツ	ソジの本	数を5本
	ツジについて	帳簿残力	が35本、	見品数が40本	増と台帳Ⅰ	こ登載し	、計402	*としま	した。
	と差異が生じ	ています	「 。差異理	閏由を調査の	ワード	プロセッ	サー		
	うえ、帳簿修	正等の処	0理が必要	と判断され	不用処金	分の手続	きをしれ	ないまま	廃棄処分
	ます。				したもの	であり、	平成19	∓ 1 月31	日に改め
	ワードプロ	セッサー	-		て不用処象	分決定し	ょした。	物品管	理事務手
	管理番号39	のワート	・プロセッ	サーが所在	続きに関	する理解	解が不足!	していた	ためと考
	不明となって	ています	。原因等	を調査のう	えられ、	今後は物	7品管理(こ関する	事務手続
	え、必要な処	理を講す	ずる必要が	あります。	に遺漏の	ないよう	b指導、	引継ぎ等	を徹底し
					ます。				
	<備品の現品	照合 >			平成18年	手度中に	現品と	照合し、	記録を整
	帳簿と現品	との照合	うが一部に	ついては行	備しました	た。			
	われています	が、す^	くての備品	品については	今後、	年1回班	見品と照6	合し、実	施状況及
	行われていま	せん。			び結果に	ついて記	記録を残	し、所属	長の確認
	山形県財務	規則に基	基づき現品	闘査を実施	印を受ける	ることと	こします。		
	する必要があ	ります。	また、そ	の際、実施					
	状況及び結果	について	て記録を残	も ます必要があ					
	ると思料され	ます。							

< 教育財産台帳の修正 >

面積の相違

について台帳記載の面積は4,459.77㎡と 正しました。 なっていますが、土地登記簿謄本では 4,459.76㎡ となっています。台帳の訂正が 必要と判断されます。

合筆等の処理漏れ

管理番号7及び21 山形市緑町二丁目15 番21号の合筆処理が台帳で未処理となって います。台帳の訂正が必要と判断されま

面積の相違

平成19年2月21日付けで、教育長宛に教 管理番号13 山形市緑町一丁目2番3号 | 育財産異動報告書を提出し、財産台帳を修

合筆等の処理漏れ

平成19年2月21日付けで、教育長宛に教 育財産異動報告書を提出し、財産台帳を修 正しました。

青年の家

<備品の現品照合>

帳簿と現品の照合が指定物品を除いて行 われていません。

山形県財務規則に基づき現品調査を実施「印を受けることとします。 する必要があります。また、その際、実施 状況及び結果について記録を残す必要があ ると思料されます。

平成19年3月に照合を実施しました。

今後、年1回現品と照合し、実施状況及 び結果について記録を残し、所属長の確認

<備品管理>

番号の不一致、または、備品標示票の不添|施状況及び結果について記録を残し整備し 付が見受けられました。速やかに、備品台 ます。 帳と資産の整合性を確認し、備品標示票の 更新手続を行う必要があります。

平成19年3月に備品の表示手続きを実施 備品に添付されている備品標示票と備品│しました。今後、年1回現品と照合し、実

海浜青年の家

<備品の現品照合>

現品と帳簿の照合が行われていません。 サンプルで、備品台帳と現物との照合を 行った結果、備品台帳の記入誤りや利用可 能性が低く、廃棄予定のものが判明しまし

山形県財務規則に基づき現品照合を行う 必要があります。また、現品照合を行う 際、資産の状況を見て、使用していないも のは、廃棄を行うべきと考えます。

平成19年5月備品標示票の番号を整理 し、備品カードと現品との照合を行うとと もに、使用しない物品は廃棄処分しました。

今後、年1回現品と照合し、実施状況及 び結果について記録を残し、所属長の確認 印を受けることとします。

<備品管理>

が記載されておらず、連番管理も行われてた。 いません。そのため、現品と備品カードの 一致を確認することができません。連番管 理を実施し、備品標示票に記載することに よって、帳簿と現品の対応を図る必要があ ります。

また、備品標示票の貼り付けを徹底し、 備品カードとの照合が可能な状態にする必 要があります。

平成19年5月備品標示票の番号を整理 現品に添付する備品標示票には備品番号 | し、備品カードと現品との照合をしまし

朝日少年自然の家

<備品の現品照合>

帳簿と現品の照合が指定物品を除いて行「合を行いました。 われていません。

する必要があります。また、その際、実施す。 状況及び結果について記録を残す必要があ ると思料されます。

平成19年4月~5月に現物と帳簿との照

今後は年1回照合を行い実施日等を記録 山形県財務規則に基づき現品調査を実施し、所属長の確認印を受けることとしま

<備品管理>

標示票には、ナンバーリングがなされておしを行い整合を図りました。 り、現物と備品表の一致を確認することが できましたが、それ以外の備品については 備品標示票と備品番号の不一致、または、 備品標示票の不添付が見られました。速や かに、備品台帳と現品の整合性を確認し、 備品標示票の更新手続を行う必要があると 考えます。

平成19年5月現物照合時に、備品カード 最近購入した備品に添付されている備品|と備品標示票を照合し、備品標示票の更新

金峰少年自然の家

<備品の現品照合>

が確認できませんでした。現物照合を全件してしました。 実施すれば、相当数の現品が確認できない と推測されます。山形県財務規則どおり、 現品照合を実施する必要があります。ま「印を受けることとします。 た、その際、実施状況及び結果について記 録を残す必要があると思料されます。

平成19年4月に現物との照合を行い、現 少なくとも10年以上現物照合を行った実 | 存するものについては、台帳をデータ化し 績はなく、今回、30件サンプリングして現 | 備品標示票を新規に貼付しました。現存し 品照合を実施した結果、8件について現品 ない物件については調査のうえ、廃棄処分

> 今後、年1回現品と照合し、実施状況及 び結果について記録を残し、所属長の確認

<備品管理>

備品に添付されている備品標示票には、 ナンバーリングがなされていません。その「もに、データ化を行いました。 ため、現品と備品カードの一致を確認する ことができませんでした。ナンバーリング を実施し、備品標示票に記載することに よって、帳簿と現品の対応を図る必要があ ります。

平成19年4月、現物照合時に、備品カー ドと備品標示票を照合し整合性を図るとと

また、備品標示票の貼り付けを徹底し、 備品カードとの照合が可能な状態にする必 要があります。

<調定取消票の保存>

調定収入票の修正・訂正等により取り消しにし保管することとしました。 されたものについては調定取消票を出力 し、調定収入票と当該調定取消票を一組と して保管することとなっていますが、平成 17年度の調定取消票については1件を除き 保管されていませんでした。

取消処理は不正に利用される場合も考え られるため、取り消された理由等を明らか にした上、取消履歴を残すことが必要で す。

平成18年度からは、取消票を原議と一組

<利用人員の確認・承認>

使用料の徴収においては、利用人員を確し行っています。 認し使用料の算定を行うため利用人員確認 票を作成し利用者との利用人数確認を行っ ていますが、担当印、次長印、所長印が押 印されていないものがありました。所定の 承認を得る必要があります。

平成18年度から適正に回覧・決裁事務を

飯豊少年自然の家

<備品の現品照合>

われていません。

山形県財務規則に基づき現品調査を実施 する必要があります。また、その際、実施し、所属長の確認印を受けることとしま 状況及び結果について記録を残す必要があしす。 ると思料されます。

平成19年3月、備品の種類ごとに現品照 帳簿と現品の照合が指定物品を除いて行一合を実施し、終了後に所長の決裁を受けま した。

今後は年1回照合を行い実施日等を記録

<除却処理を行うべき備品>

が、除却処理がなされていませんでした。 定期的に現品の管理を行って、適切に除却 処理を行う必要があります。

合掌登り、肋木超えは平成19年2月27日 合掌登り、肋木越えというアスレチック|付けで廃棄処分しております。その他のも スの工作物は、すでに、現品がありません のについても、定期的に現品の管理を行 い、適切に処理します。

<時間外勤務等命令簿の押印もれ>

れたほか、一部発令者及び命令権者の決裁しとしました。 検印がないものがあり、それに従い時間外 手当が支給されていました。

勤務当日に押印を失念した場合であって も、総務で月毎の時間外勤務時間数を集計 する際に、所定の決裁印・受命印がなけれ ば実際の勤務状況を質問の上、押印しても らう必要があると考えます。

平成18年度から時間外勤務の集計や給与 受命者の押印がない時間外命令が散見さ 関係の入力をする際に、十分確認すること

> 今後はこのようなことがないように事務 処理の徹底を図ります。

神室少年自然の家

<備品の現品照合>

表にし、現物照合を行った結果、177件中40 | 年 3 月に不用品処分の手続きを行いまし 件が現品不明で過年度に処分したものと考した。 えられるとの説明を受けました。

簿上も除却や廃棄処理を行う必要がありま 日を受けることとします。 す。また、現品照合は毎年実施し、その都 度現物の不明のものは原因を調査する必要 があります。

現品との照合を行い備品カードだけ残っ 平成17年度に、備品カードの内容を一覧 ているものについて、調査のうえ、平成19

今後、年1回現品と照合し、実施状況及 現品を処分したのであれば、その都度帳 び結果について記録を残し、所属長の確認

<備品管理>

備品に添付されている備品標示票には、 ナンバーリングがなされていないため、第 三者には現物と備品カードの一致を確認す ることができませんでした。ナンバーリン グを実施し、備品標示票に記載することに よって、帳簿と現品の対応を図る必要があ ります。

平成19年3月に物品のナンバーリングを |行い帳簿との確認をしました。

実習船鳥海丸

<備品の現品照合>

行われていません。

山形県財務規則に基づき現品調査を実施 する必要があります。また、実施状況及び 結果について記録を残すことが望ましいと 思料されます。

平成19年5月21日に物品の現物と備品 帳簿と現品との照合が指定物品を除いて「カードまたは物品管理簿を照合し、所属長 の確認印を押印し、記録を残しました。

<除却処理を行うべき備品>

旧式化しており現在使用していないパソーいました。 コンがありますが、今後使用する予定もな いとのことであり、速やかに除却処理を行 うことが必要と判断されます。

平成19年3月5日に不用品処分決議を行

蔵文化財センター

財団法人山形県埋 | < 未納品の支出計上 >

平成17年度の支出で未払金に計上した 100万円以上の委託料及び印刷製本費(地形 遺構測量、図化編集など)のうち契約件数 17件、契約金額67,050千円は、履行期限で ある平成18年3月31日までにその成果物 (報告書など)等が納品されていません。 また、監査日現在(平成18年8月7日)で も納品されていませんでした。さらに、平 成16年度で未払金に計上した委託料1件 15,972千円は1年以上経過しているにも係 らず、監査日現在その成果物が納品されて いませんでした。

決算日までに納品されたものを未払金と して支出計上するように改める必要があり ます。そのためには、発掘作業の工程管理 を十分行っていくことも必要となってくる と思料されます。

< 随意契約の理由書が添付されていない契

ついて、予定価格(税込み)6,615千円であ ことがないように取り組んでいます。 るにも係らず、地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号を適用し、随意契約と なっていますがその理由書が添付されてい ません。理由書を添付して、所定の承認や 決裁を得る必要があります。

<随意契約のチェック体制>

が第三者には分かり難い契約が散見されま 事務処理を行っています。また、専務理事 した。契約事務については、随意契約の理|を含め、局長、部長、各課長がそれぞれの 由を第三者にも分かりやすく記載し、その | 立場でチェックを行うなど組織的なチェッ チェック体制も含めて抜本的に改善するこ / ク体制に改めました。また、平成19年4月 とが必要と思料されます。

・平成17年度分については全て納品されま した。

- ・平成18年度は各業務の工程管理を徹底し た結果、全ての委託業務等について履行 期限内に完了・納品されるように対応し ました。
- ・また、1年で終了することが困難な業務 については、2ヶ年にわたる債務負担手 続きを行いました。

随意契約をする場合には随意契約理由書 の添付や2人以上の者から見積書を提出さ 上ノ山館遺跡における伐採木処理工事に | せるなど会計規程等を遵守し、このような

平成18年度から、やむを得ず随意契約を 随意契約でなければならない十分な根拠 する場合は、会計規程等を遵守し、適正に から指名業者選定審査会を設置してチェッ ク体制をより明確にしました。

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。 平成19年10月30日

> 山形県収用委員会 会 長 髙 山 克 英

1 起業者の名称

起業者

山形県

上記代表者 山形県知事 齋 藤 弘

2 事業の種類

新庄都市計画道路事業 3 ・ 4 ・ 6 号大福田上西山線及び 3 ・ 4 ・ 14号沼田北町線

3 裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

所在:山形県新庄市沼田町地内

+и ж	地 目		土地登記簿上の	中测元往 (🚅)	収用しようとする土地	
地番	公簿	現況	面積(㎡)	実測面積(m ^²)	の面積(㎡)	
255番	宅地	宅地	231.40	234.60	161.31	
45番30	宅地	宅地	260.92	302.98	22.94	

4 土地所有者の氏名及び住所 山形県新庄市沼田町255番

	土	地	所	有	者	
氏			名		住	所
不明						
ただし、登記名義人宮	林常樹の相約	売人 宮林綾	子	東京都	都小平市御幸町	5 番地
登記名義人宮林常樹	の相続人	宮林岑明		東京都	都小平市御幸町	5 番地
登記名義人宮林常樹	の相続人	宮林靖明		東京都	都小平市御幸町	5 番地
登記名義人宮林常樹	の相続人	宮林雅明			都小金井市本町 イベスト武蔵小	町二丁目 6 番12 - 214 金井
登記名義人宮林常樹	の相続人	宮林信行		東京都	都小平市御幸町	5 番地
又は、結城永斌				山形則	県新庄市沼田町	「4番23号

山形県新庄市沼田町45番30

±	地	所	有	者
氏	名		住	所
不明				
ただし、			岩手県花巻市	5東和町東晴山 7 区20番地
登記名義人共有持分3分の1	結城千明の相続人	結城知子	1 3 X 10 C 11	
登記名義人共有持分3分の1	結城千明の相続人	結城富雄	東京都国分表	F市西町三丁目29番地47
登記名義人共有持分 3 分の 1	結城千明の相続人			
登記名義人共有持分3分の1	結城千明の相続人	三浦久美子	岩手県花巻市	5東和町東晴山7区20番地
登記名義人共有持分3分の1	結城千明の相続人	別宮歩美子	群馬県伊勢崎 グリーンパー	奇市ひろせ町4098番地 2 −ク 202
登記名義人共有持分 3 分の 1	結城永斌		山形県新庄市	5沼田町 4 番23号
登記名義人共有持分3分の1	結城邦明		山形県新庄市	5沼田町 4 番23号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及び権利の種類 不 明
- 6 裁決手続の開始を決定した日 平成19年10月19日

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開催する。 平成19年10月30日

山形県収用委員会 会 長 髙 山 克 英

1 審理の日時

平成19年11月27日(火) 午後2時30分

2 審理の場所

山形市松波四丁目 1 番15号

山形県自治会館401会議室

3 審理事項

新庄都市計画道路事業 3 ・ 4 ・ 6 号大福田上西山線及び 3 ・ 4 ・ 14号沼田北町線に係る収用裁決事件